

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

当市は平成17年2月に1市2町5村が新設合併して誕生した。石川県加賀地方の中央部、県都金沢市の南西部に隣接し、総面積は754.92km²で、石川県全域の18%を占め、県内最大の広さである。地目別面積は、「宅地」が2.4%、「経営耕地」が5.8%、「林野」が73.5%となっており、全国でも降水量・降雪量の多い地域に属している。人口は金沢市に次いで2番目の11万人余である。また、市全体が白山手取川ジオパークとしてユネスコ世界ジオパークに認定されており、海岸部から山間部まで、およそ2,700mの標高差があることも地形上の特徴となっている。

南面は自然豊かな山々に日本三霊山の白山を有し、北面は県内最大の河川である手取川によって形成された扇状地が広がり、豊富な水資源と肥沃な土地を活かして稲作をはじめ各種農作物の栽培がおこなわれている。

当商工会議所の管轄は、北部の旧松任市(59.93km²)である。住宅都市化が進むとともに、北陸自動車道の白山IC、徳光スマートICがあり、国道8号線や国道157号線、石川広域農道、加賀産業開発道路などの主要道路が走り、交通アクセスが良好なことや前述した白山からの豊富な水資源や強固な地盤、安価な電気料金をセールスポイントとして工業団地を造成して企業誘致を行っており、製造業が盛んな地域となっている。

②想定される地域の災害リスク

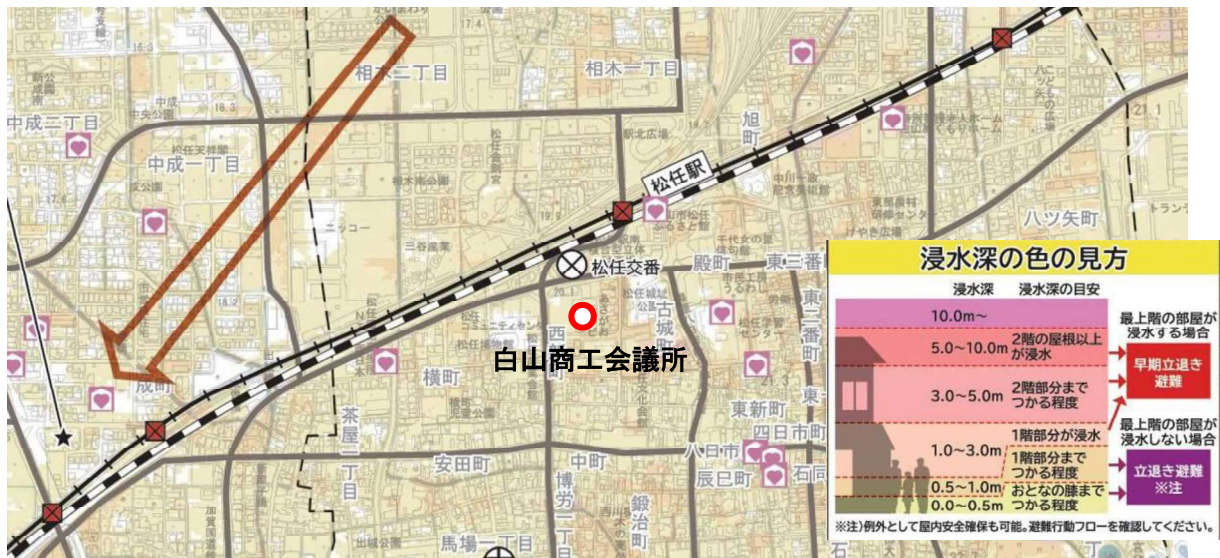
(洪水・内水：ハザードマップ)

当市の水害ハザードマップによると、当所が立地する市街地地域においては、大部分で手取川の氾濫による浸水が予想されており、その浸水深は0.5m未満または0.5～3.0mとなっている。

(白山市水害ハザードマップ全体版)



市街地地域の洪水浸水想定(白山市水害ハザードマップ一部抜粋)



近年、全国的に豪雨災害が頻発しており、当市においても手取川流域を中心に浸水リスクを抱えている。令和6年9月や令和7年8月の大雨の際には、市内の一部で冠水被害が発生し、交通網にも影響が出た。気候変動の影響により、今後さらに水害リスクが高まることが懸念される。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の水害ハザードマップによると、当所が立地する市街地地域においては、土砂災害が生じるおそれがあるエリアはない。

(地震：J-SHIS)

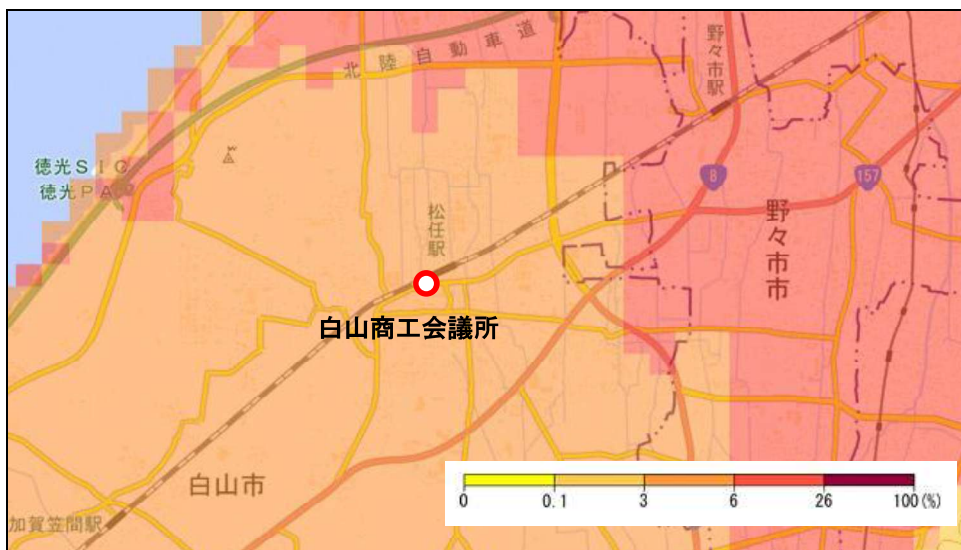
白山市に影響を及ぼすことが予想される活断層としては、森本・富樫断層帯と邑知瀧断層帯がある。それぞれの活断層の将来の地震発生の可能性については、地震調査研究推進本部によると、森本・富樫断層帯でM7.2程度の地震が30年以内に発生する確率は2～8%、同様に邑知瀧断層帯でM7.6程度の地震が発生する確率は2%となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、当所が立地する市街地地域において30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は3～6%となっている。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、当市で大きな直接被害は確認されなかったものの、県内全域で建物倒壊や液状化、サプライチェーンの寸断といった甚大な被害が発生し、間接的な影響を受けるリスクが再認識された。これにより、改めて当市においても活断層による地震発生時の事業継続への脅威が浮き彫りとなった。

また、実際に当会議所の会員事業所が奥能登地域に有する工場が甚大な被害を受けた。

30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図(J-SHIS MAPより)



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者数の状況 (白山商工会議所 TOAS システムデータより)

商工業者数 2, 891人

小規模事業者数 2, 165人

(令和7年10月1日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業者の立地等)
製造業	465	293	市内各地で点在しているが、工業団地に集積している。
建設業	696	637	市内各地に点在している。
卸・小売業	429	285	市内各地に点在している。
運輸業	82	37	市内各地に点在している。
飲食・宿泊業	209	171	宿泊施設は市街地に立地している。飲食店は市内各地に点在しているが、市街地と国道沿いに集積している。
サービス業	577	468	市内各地に点在している。
その他	433	274	市内各地に点在している。

(3) これまでの取組

1) 白山市の取組

〈地域防災計画の策定〉

白山市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、白山市防災会議が作成するもので、市域において発生する災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とし、平成18年4月に作成を行い、必要に応じて更新している。

〈各地区防災訓練への協力〉

市は、地区の自主防災組織や町内会等が主催する防災訓練の実施に際し協力を行っており、要請があれば、担当課職員が現地に赴き、災害備蓄品を使用してのデモ実演を行うなど、地域と連携して市民の防災意識向上を図っている。

〈国民保護計画の策定〉

国民保護とは、平成16年9月に施行された国民保護法に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいう。

万一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの措置を行うため、「白山市国民保護計画」を定めている。

〈白山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定〉

市は、国・県の行動計画をもとに、平成21年9月に「白山市新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成26年7月に国・県の改定を踏まえ、特措法に基づく「白山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、市の新型インフルエンザ等対策の強化を図った。その後、令和6年7月の政府行動計画の改定、それに伴う、令和7年3月の県行動計画の改定に基づき、令和8年3月を目途に市行動計画の改定作業を進めている。今回の改定にあたっては、感染症に関する学識経験者や、新型コロナウイルス感染症対応の際、市と協力しワクチン接種体制及び医療提供体制の確保を行った市医師会の意見等を聴取する。

〈新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催〉

市は、令和3年5月の緊急事態宣言の発出の際、市は新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症に関する現状と経過についての情報共有のほか、市主催のイベントの中止、延期、縮小、再開並びに市関連施設の休業及び休館などについても協議、市のホームページ等で周知を図った。

〈他計画・マニュアル等の策定〉

計画策定月	計画名	計画概要
H27.6月	白山火災防災計画	噴火災害の軽減に向けての総合的な対策等
H29.3月	白山の火山活動が活発化した場合の避難計画	噴火災害による人的被害の軽減を図るための具体的な避難対策
H29.4月	白山市業務継続計画	災害時に市役所も被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画
H29.11月	白山市津波避難計画	津波が発生した直後から終息するまでの間の住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画
H31.3月	白山市災害時受援計画	災害が発生した際に、人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援体制等を定めたもの

- 白山市職員防災マニュアル
 - 白山市災害対策本部地区支部防災マニュアル
 - 白山市避難所運営マニュアル
- } 随時見直し

2) 白山商工会議所の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知

事業者の災害発生時への備えの必要性を認識、理解していただくため、相談窓口、巡回相談にて、普及啓発、助言を行った。

②事業者BCP策定セミナーの開催

当所主催のBCP作成セミナーを開催し、防災知識への啓発・周知活動の取組みを行った。

【セミナー実績】

開催日	セミナー名等	参加事業所数
令和3年7月7日	事業継続計画策定セミナー	28社、37名
令和6年10月21日	BCPセミナー	7社、8名
令和7年10月29日	BCPセミナー	5社、5名

③損害保険会社等との連携によるリスクファイナンスの周知

(1) ビジネス総合保険制度 (2) 業務災害補償プラン (3) 休業補償プラン (4) サイバー保険制度等について、あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、三井住友海上火災保険、と連携し、小規模事業者に対する自然災害はもとより、感染症やサイバー攻撃等も含めに対する財産のリスクヘッジ対策として、普及・加入促進を行っている。

④事業者BCP（経営継続力強化計画）作成支援

(独) 中小機構北北陸本部と連携して、令和7年6月号より当所会報にてシリーズ形式で計画書作成の具体的なアクションを紹介し、事業所での事業継続力強化計画作成の促進と支援を行っている。

⑤低気圧と前線による大雨に伴う災害に関する特別相談窓口の設置

令和6年9月21日の低気圧と前線による大雨により影響を受けた中小企業者からの相談を受け付けるため相談窓口を設置、HP、メールマガジン、LINEで周知した。

⑥令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に関する特別相談窓口の設置

令和7年8月6日の低気圧と前線による大雨により影響を受けた中小企業者からの相談を受け付けるため相談窓口を設置、HP、メールマガジン、LINEで周知した。

3) 白山商工会議所の令和6年能登半島地震への対応

1. 地区内事業所の被害状況の調査

管内事業者を対象とした被害状況や被害金額を把握するためアンケート形式で調査を行い、被害があったと回答された事業所へは個別に電話にてヒアリング調査を行った。
また、その結果を所内で共有し、石川県及び日本商工会議所に報告した。

2. 支援策の周知

当所会報、HP、メールマガジン、LINEにおいて、国及び県の支援施策を周知するとともに、周知チラシを事務所入口のカウンターに配置した。

3. 地区内事業者への相談対応及び支援

直接・間接被害を受けた事業者に対し、各種融資制度や補助金の申請支援を行い、管内事業者の経営安定の維持に努めた。

4. 被災地域の商工会議所への運営支援

甚大な被害を受けた能登地区の商工会議所に対し、経営指導員を派遣し当該地区の被災事業者へ対応を行った。

【応援派遣実績】

応援期間	派遣先	回数等
令和6年2月27日～12月20日	七尾商工会議所	14回・14日
令和7年2月3日～3月27日	能登事業者支援センター	1回・2日
令和7年3月31日～7月3日	輪島商工会議所	4回・8日
令和7年7月7日～10月31日	珠洲商工会議所	3回・6日

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

①緊急時の協力体制が不明確

緊急時の取組については白山市地域防災計画において、処理すべき事務や業務の大綱が示されているが、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない部分もあり、発災時に初動対応の遅れが予想される。

②令和6年能登半島地震による白山商工会議所の課題

令和6年能登半島地震の発生が元旦であったため、役職員全員が休日で、安否確認や被害把握に時間を要した。幸い役職員の安否及び現居住において被害はなかったが、緊急時の行動については、計画を立てるだけでなくいざというときに動ける体制づくりや指示系統の明確化と共有が重要であることを再認識した。また、なりわい再建支援補助金、小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）などに関する問い合わせがあり、国・県の支援施策について事業者に助言を行える職員が不足しているなどの課題がある。

③感染症対策についての課題

感染症対策において、地区内事業者は、従業員、顧客、取引先、地域住民の安心、安全の確保が必要である。感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、新しい生活様式を取り入れ、基本的な感染症対策の普及啓発に取り組みながら、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。このため、白山商工会議所では、感染症対策に対する様々な取り組みが必要である。

④BCP施策についての課題

事業者においては様々な経営課題がある中で日々の業務を優先する傾向にあり、非常時の備えまではなかなか手が回っておらず、BCP計画作成の優先順位が低い。またBCP計画作成に必要な災害リスクおよびBCP計画作成の重要性・有用性の把握も十分ではない。

また、会議所においては緊急時の被災調査を行う人員不足および経営指導員のスキルアップと平準化がなされていない。

⑤防災用品を備蓄していない

災害発生に伴う帰宅困難および一時的な人員保護を目的とした防災用品を備蓄しておらず、安全を確保することができない。

【対応】

- ①計画策定に留まらず、担当者同士のコミュニケーションを深め、顔が見える関係を構築する。
- ②経営指導員以外の職員も研修や勉強会を通して知識の習得に努める。
- ③感染対策のフェーズに応じた支援・取り組みを実施するため、国などの最新情報を積極的に収集する。
- ④BCPの重要性について理解を深めていただくため、セミナーの開催や巡回・窓口指導での支援に努める。
- ⑤防災用品の備蓄について検討を行う。

Ⅲ 目標

- (1) BCP対策の普及、啓発の強化
管内事業者に対し、自然災害や感染症等がもたらす経営リスクの認識を深めてもらい、実効性のあるBCP対策の必要性を周知し、事業所BCPの策定を支援する。
- (2) 白山商工会議所のBCP支援体制の構築および災害時対応マニュアルの円滑な運用と、より実効性のあるものに適宜修正のうえ活用する。また、経営支援を行う人員のスキルアップと平準化を行う。
- (3) BCPに係る関係機関との連携体制の構築
自然災害等発生時や感染症の国内感染者発生時、速やかな支援が行えるよう、被害情報の連絡ルートを構築する。又、平時からも連携体制や災害リスクの共有化を行う。
- (4) 緊急時対応におけるBCPのノウハウやスキルを取得
当所職員が、防災や減災対策の支援のノウハウ、スキルの知識を身につける。
- (5) 事業継続力強化支援計画のPDCAサイクルの実施
白山市と白山商工会議所において、担当者が緊密に連絡を取り合い、場合によっては会議を開催してPDCAサイクルの実施を行う。また事業継続力強化支援計画の変更があれば石川県へ報告する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①BCP（事業継続力強化計画）セミナーを年1回開催する。
- ②損害保険のチラシを年1回会報に同封し、加入を促進する。
- ③上記BCPセミナーに参加した事業所を対象に取り組みの計画策定確認（すべての事業所）、実施状況確認（すべての事業所）等のフォローアップなどフェーズに合わせて指導（参加事業所の50%）を行う。また場合によっては専門家を派遣し、課題解決ができるよう努める。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

白山商工会議所と白山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

白山市地域防災計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を、小規模事業経済動向調査アンケートの項目に加えて調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・白山市が作成した「白山市水害ハザードマップ」の活用を促し、地域の被害想定箇所の事前把握を推進する。
- ・白山市の「防災・防犯情報、気象情報をメール配信するサービス」（事前登録制）や白山市公式LINEの周知を行い、活用推進を促す。
- ・中小企業庁が作成するパンフレットを活用し、普及・啓発を図る。
- ・事業所向けのセミナーを開催し、災害のリスクおよびBCP計画作成の重要性・有用性を理解いただきBCP（事業継続力強化計画）の策定率向上につながるよう、普及啓発活動を行う。

(3) フォローアップ

- ・事業所BCPの策定による実効性ある取組の推進や、効果的な訓練等についての助言を行う。
- ・国や県の動向を注視しながら感染症対策に繋がる支援を行う。
- ・事業者のBCP等取組状況については巡回指導時に計画の有無を確認する。また作成済みの事業所にはPDCAを回すよう促す。
- ・取り組みが未だの事業所にはBCP作成の必要性や手順について説明をする。また、BCP計画の作成が困難と思われる小規模事業所等には事業継続力強化支援計画の作成を勧める。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・白山商工会議所会報、ホームページ、メールサービスで国等の施策や事業者が取り組むBCP対策などを紹介する。
- ・国、県、市、業界団体などを通じ、感染症に関する正確な情報を収集、発信する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について、事業者への周知を行う。

(5) 関係団体等との連携

- ・適宜損保会社と連携し、管内事業者を対象とした普及啓発セミナー等を開催する。
- ・リスクファイナンス対策として、保険会社と連携し、各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介を行う。
- ・必要に応じて金融機関や専門家等と連携し、経営計画策定時に経営資源の管理、リスクマネジメント等について提案を行う。

(6) 白山商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会議所は令和2年7月に事業継続計画を作成。令和4年10月および令和7年12月に改訂。また全職員と会館の入居者に災害時対応の事業継続計画を周知、徹底し、災害時の対応を認識するよう努める。

< 2. 発災後の対策 >

(自然災害)

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①自然発災後2時間以内に職員の安否確認を行う。

確認内容は a 本人・家族の被災状況 b 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況 c 出勤の可否 d その他災害状況に応じた事項とする。確認方法は、発災時に各課員が所属課長へ電話、メール、SNS等を利用して行い（不通の場合、事務局長、相談所長の順で連絡）、連絡を受けた各課課長（相談所長）は事務局長に報告する。また、事務局長は各課の情報をまとめて専務理事に報告（相談所長に連絡）する。なお、電話メール、SNS等を利用した安否確認は当所と白山市で共有する。

②館内、所内設備の点検、確認

建物内、事務所内の水道、ガス、電気設備の点検、大まかな被害状況（建物被害や道路状況等）等を当所と白山市で共有する。）の確認を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等を把握・共有した時点において、その被害規模に応じて当所と白山市が下表に基づいて協議し、方針を決定する。開催頻度は応急対応の進捗状況により適宜とする。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、当面の役割分担を決める。

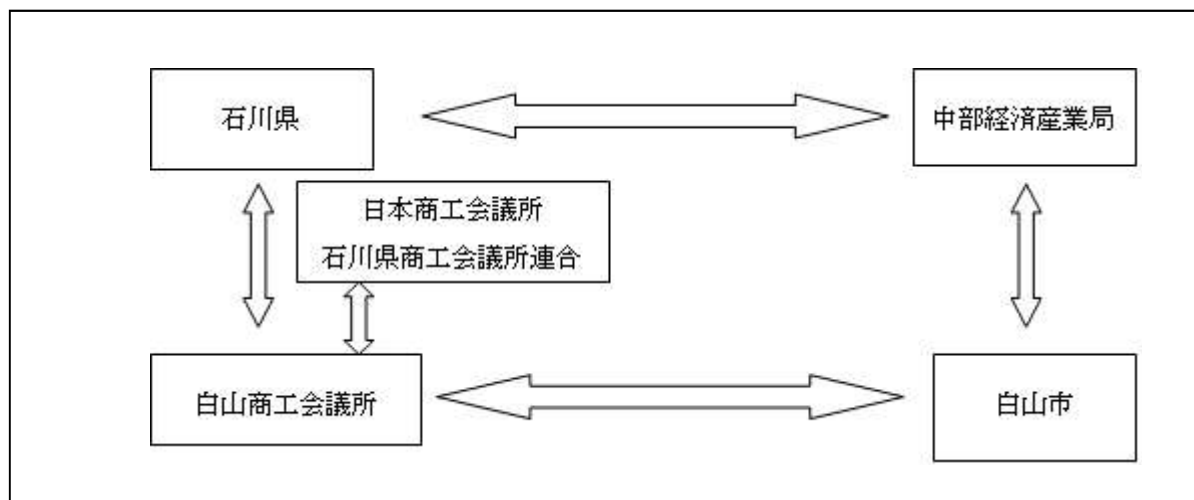
被害規模	被害の状況	協議内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・管内事業者内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内事業者内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> A：被害調査・経営課題の把握 B：緊急相談窓口の設置・相談業務 C：被害情報等の共有頻度 D：復興支援対策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・管内事業者内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内事業者内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> A：被害調査・経営課題の把握 B：緊急相談窓口の設置・相談業務 C：被害情報等の共有頻度
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	被害なしの報告のみで協議は行わない。

(感染症)

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・国内感染者発生後には、感染防止のための対策を講じる。健康観察をすすめ、通勤、勤務等の体制を整える。

【連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内事業者に対する支援 >

(自然災害)

①相談窓口を設置する

相談窓口の開設方法については、石川県及び白山市と相談する。また、国または国からの依頼を受けた日本商工会議所より依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

②被災状況を確認し、地域内事業者への積極的な情報提供を行う。

白山商工会議所ホームページ、白山市ホームページ

白山商工会議所メールサービス、白山市メール配信サービス

白山商工会議所LINE、白山市LINE

③地区内事業者等の被害状況の詳細を被害実態調査表を活用して確認する。

④応急時に有効な被災事業者施策（国や石川県、白山市等の施策）を管内事業者等に周知する。

(感染症)

①感染症に関する経営相談窓口の設置

感染症の流行により、経営に影響を受けている事業所を対象として経営相談窓口を設置する。

②感染症に関する支援策

事業継続・雇用継続に向けた様々な国、県、市の施策を会報やホームページ、メールマガジン、LINEで案内、周知して活用を促す。

< 5. 地区内事業者に対する復興支援 >

(自然災害)

①支援方針の決定

石川県の方針に従って、白山商工会議所と白山市において復旧、復興支援の方針を決めて、被災事業者に対して支援を行う。

②経営相談窓口の設置

窓口相談による再建に向けた課題解決の支援を行う。

当所経営指導員による経営相談とは別に、新たに中小企業診断士、社会保険労務士等による

相談窓口を設置する。

③相談体制の拡充

当所経営指導員5名、中小企業診断士、社会保険労務士等による相談体制を整える。
国、県、市の施策について利活用支援を行う。

④小規模事業者の復旧に向けた調査

小規模事業者に対してアンケート調査を行い、調査結果をまとめて、実態を把握したうえで、行政への要望や個社支援に有効活用する。

(感染症)

①感染症（収束後）に関する経営相談窓口の設置

感染症の流行により、経営に影響を受けた事業所を対象として経営相談窓口を設置する。

②感染症（収束後）に関する支援策

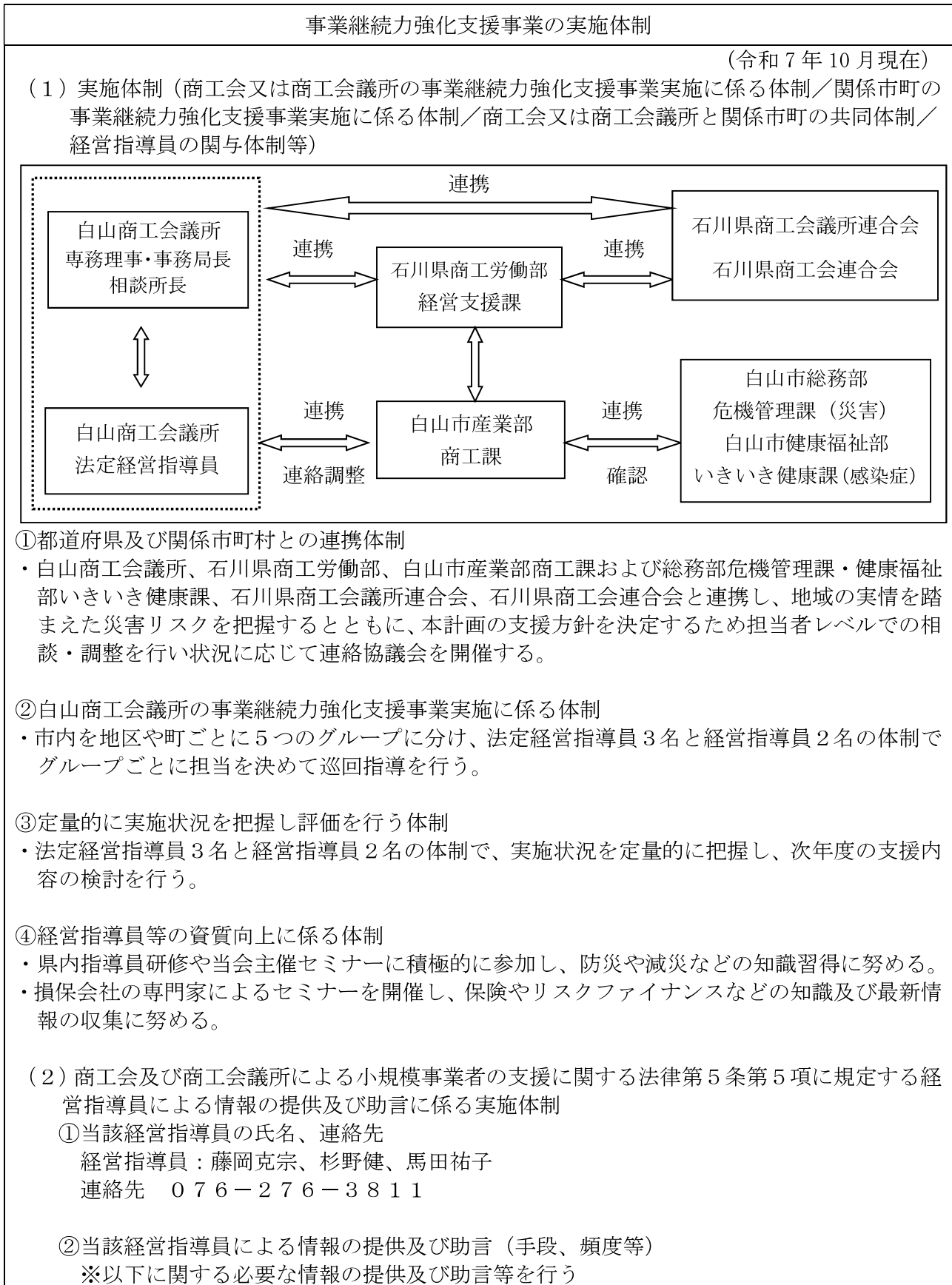
事業継続・雇用継続に向けた様々な国、県、市の施策を会報やホームページ、メールマガジン、LINEで案内、周知して活用を促す。

③感染症（収束後）に向けたニーズを行政へ要望

小規模事業者に対し知恵アンケート調査を行い、調査結果をまとめて、実態を把握したうえで、行政への要望や個社支援に有効活用する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市連絡先

①白山商工会議所経営支援課

〒924-0871 石川県白山市西新町159番地2

TEL：076-276-3811 / FAX：076-276-3812

E-mail：info@hakusancci.or.jp

②市関係

白山市産業部商工課

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL：076-274-9542 / FAX：076-274-4177

E-mail：syoukou@city.hakusan.lg.jp

白山市総務部危機管理課

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL：076-274-9536 / FAX：076-274-9535

E-mail：kikikanri@city.hakusan.lg.jp

白山市健康福祉部いきいき健康課

〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地

TEL：076-274-2155 / FAX：076-274-2158

E-mail：ikiikikenkou@city.hakusan.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
専門家派遣費	200	200	200	200	200
セミナー開催費	100	100	100	100	100
チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
石川県補助金、白山市補助金、白山商工会議所会員会費

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三井住友海上火災保険株式会社 金沢支店 支店長 西村 務 住所：〒920-0024 石川県金沢市西念1-1-12 (三井住友海上金沢ビル5階)
連携して実施する事業の内容
① ハザード情報の取得支援 ② 自然災害に関わる保険の見直し(事業休業の備え・水災補償など) ③ BCP普及セミナー、BCP策定支援、訓練セミナー等
連携して事業を実施する者の役割
① 地域事業所の所在地のハザード情報を活用し、自然災害リスクについて周知活動を実施する。 ② 自然災害によって休業した場合の備えや水災補償についての既加入保険の点検を実施する。 ③ BCP策定支援、策定ワークショップ、訓練セミナー等を実施し、地域事業者へ普及活動を行う。
連携体制図等
<p>連携体制図</p> <pre> graph TD A[白山商工会議所] <--> 取組状況の共有 B[三井住友海上] A -- "ハザード情報取得支援・BCP策定ワークショップ・普及セミナー等の提供 経営指導員保険・BCP等勉強会" --> C[小規模事業者] C -- "ハザード情報提供依頼 セミナー・ワークショップ参加" --> A A -- "ハザード情報取得支援 セミナー・ワークショップ開催の案内" --> C subgraph DashedBox [] B -.-> ハザード情報取得支援・自然災害に関する保険に見直し提案(経営指導員同行など) A end </pre>